

職員の懲戒処分について

飲酒運転及び物損事故で警察から事情聴取を受けた当院の職員について、本日付けで懲戒免職としました。本事案については、警察による刑事処分及び行政処分は未決定ですが、飲酒運転を行っていたことは明白であるため、処分することとしたものです。

- 1 被処分者 尾道市病院事業局公立みつぎ総合病院
介護老人保健施設「みつぎの苑」
原田 穰（介護福祉士・会計年度任用職員） 22歳 男性
- 2 処分年月日 令和3年1月21日
- 3 処分内容 懲戒免職
- 4 事案の概要及び処分の理由
本事案は、令和2年12月26日（土）午後9時40分頃、当該職員が福山市の飲食店で飲酒后、車を運転し福山市草戸町1596番地付近道路のガードレールに衝突する物損事故を起こし、警察の事情聴取中に行った呼気検査において、0.25 mg/lのアルコールが検出されたものです。
当該行為は、飲酒運転で走行し重大事故を引き起こす可能性があったものです。更に、飲酒運転に対する社会的批判の高まりや市役所内の全庁的な飲酒運転根絶に向けた継続的な取組みを認識しながらの極めて悪質な法令違反です。
また、率先して法令を守りかつ尊重すべき公務員が、社会悪といわれる飲酒運転を行ったことは、悪質な法令違反を犯したというばかりではなく、市政の執行及び職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものです。
飲酒運転根絶に向けて、全庁的な飲酒運転根絶に向けた継続的な取組みを行っている中においても、自らを改めることのなかった被処分者の責任は極めて重く、よって本件は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分とし、処分の量定については、尾道市職員の懲戒処分に関する指針等に基づき、免職が相当であるとしたものです。
- 5 その他関係職員への対応（譴責）
同施設みつぎの苑所長（職種：社会福祉士） 文書訓告
【※管理監督責任による】

令和3年1月21日

公立みつぎ総合病院
院長 沖田 光昭